

村上市小規模工事契約希望者登録要領

平成 20 年 4 月 1 日

告示第 28 号

1. 趣旨

この要領は、村上市が発注する小規模な工事及び修繕等について、市内事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るため、村上市小規模工事契約希望者登録制度（以下「小規模工事登録制度」という。）について必要な事項を定める。

2. 対象工事

対象となる小規模な工事等は、別表に掲げる業種の内容ごとの予定価格が 70 万円未満で、内容が簡易で、かつ履行の確保が容易な修繕又は小規模工事とする。

3. 登録要件

小規模工事登録制度に基づき登録できる者は、次に掲げる要件を満たす者とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は、原則問わない。

- (1) 市内に主たる事業所（本社・本店）を置く法人及び個人
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者
- (3) 国税及び地方税について未納がない者
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下（4）において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下（4）において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者であるもの

4. 登録の方法

- (1) 小規模工事登録制度を希望する者は、村上市小規模工事契約希望者登録申請書及び次の添付書類を市長に提出するものとする。
 - ① 申請時前 12 ヶ月の工事实績表
 - ② 技能資格証等の写し
 - ③ 村上市の納税証明書
 - ④ 暴力団等の排除に関する誓約書
- (2) 村上市建設工事資格審査の登録がされている者は、前項の申請を省略することができる。
- (3) 登録の申請があったときは、書類審査を行い、村上市小規模工事契約希望者登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に必要事項を記載する。
- (4) 登録することが適当でないと認めた場合は、理由を記載してその結果を申請者に通知する。
- (5) 登録内容に変更が生じた場合は「変更届」を、事業を中止又は廃止した場合は「中止・廃止届」を提出するものとする。
- (6) 登録の受付窓口は、財政課で行う。

5. 登録の申請期間

申請期間は、定期申請年の前年の 10 月 1 日から 3 月末日までの市長の定める期間とするが、その後も随時申請を受け付ける。

6. 登録の有効期間

登録の有効期間は定期申請年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月末日までの 2 年間とする。

7. 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている者が、3 の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には、当該名簿から抹消するものとする。

8. 登録者名簿の公開

登録者名簿は、契約制度の公平及び透明性を図るうえからも、財政課において一般の閲覧に供するものとする。

9. その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前日までに、合併前の村上市小規模工事契約希望者登録要領

の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定になされたものとみなす。また、この要領の施行の際、旧村上市の登録者名簿に登載されている者については、この要領の規定により登載されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成 26 年度及び平成 27 年度に係る登録申請から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| 番号 | 業 種 | 工 事 の 内 容 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 土木 | 土木工事 |
| 2 | 建築 | 非木造建築の修繕 |
| 3 | 大工 | 大工工事・造作工事・型枠工事 |
| 4 | 左官・タイル・れんが・ブロック | 左官工事・モルタル工事 |
| 5 | 石 | 石積み（張り）工事・コンクリート（張り）工事 |
| 6 | 屋根 | 屋根ふき工事（瓦・スレート・金属薄板等） |
| 7 | 電気 | 引込線工事・電気設備工事・照明設備工事等 |
| 8 | 管 | 冷暖房設備工事・空気調和設備工事・給排水・給湯設備工事・厨房設備工事・衛生整備工事・浄化槽工事・水洗便所設備工事・ガス管配管工事・ダクト工事・管内更正工事 |
| 9 | 鋼構造物・板金 | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立工事等 板金加工取付工事、建築板金工事 |
| 10 | ガラス | ガラス加工取付工事 |
| 11 | 塗装・防水 | 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付ける工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等による防水を行う工事 |
| 12 | 内装 | インテリア工事・壁張り工事・内装間仕切り工事等 |
| 13 | 木製建具 | 木製建具取付工事、ふすま工事 |
| 14 | その他の建具 | 金属製建具取付工事・サッシ取付工事、シャッター取付工事など |